

6土第584号  
令和7年3月19日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

令和6年度建設業者の立入検査指導の結果について（通知）

本県の建設行政に対しまして、日頃から格別の御協力をいただき厚く感謝申し上げます。さて、県では、例年、建設工事における適切な元請・下請関係に係る検査・指導等を目的として、県内の建設業者の立入検査を実施しており、今年度についても先般実施したところでは、

今年度の立入検査においては、

- ・建設業許可票の適切な掲示
- ・下請契約（変更契約を含む）の書面による適時適切な締結、下請代金支払期限の遵守
- ・安全衛生規則の作成や周知、安全衛生組織図の掲示 等

について、建設業法及び労働安全衛生法等の規定に基づく適切な対応がなされていない事例が散見され、当該建設業者には是正指導を行ったところです。

つきましては、貴職におかれても、関係法令や指針等の遵守について、貴団体（組合）傘下の建設業者等の現場事務所まで周知徹底いただきますよう、格段の指導をお願いいたします。

なお、建設工事の請負契約の際に留意すべき事項として、適宜「建設業法令遵守ガイドライン」、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参照してください。

【参考：国土交通省HP】

○建設業法令遵守ガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

○社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局  
土木管理課 契約・建設業G  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639  
E-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp